

米子市手話言語条例(素案)に対する意見募集（パブリックコメント）の結果  
意見の概要と意見に対する市の考え方・対応方針

No.	意見の概要	市の考え方・対応方針
1	<p>「手話」及び「手話言語」の混在について「手話」が市民権を得ているので、あえて「手話言語」とする必要性は感じないが、こだわるのであれば、すべてを「手話言語」としてはどうか。</p>	<p>条例中の文言を「手話言語」として統一いたします。</p>
2	<p>第2条 第1項の文章は、文章の組み立てが分かりにくい。 第3項にろう者の手話言語による意思疎通の権利性を規定しているが、それを条文として明示するのであれば、第1項とすべき。 第2項では、市、市民、事業者が同列に、手話言語の「理解の促進」、「普及」、「環境の構築」について、義務規定となっている。しかしながら、市、事業者と市民は立場が異なる。市民に対しては、「環境構築」については努力規定とすべき。</p>	<p>第2条第1項、第2項については、第1条に定めた条例制定の目的と内容が重複している部分があるため、次のように修正いたします。 「手話言語の理解及び普及並びに地域における手話言語を使用しやすい環境の構築は、ろう者が手話言語により円滑にコミュニケーションを図る権利を有し、その権利が尊重されること及びろう者とろう者以外の者の人格と個性が、相互に尊重されることを基本として行われなければならない。」</p>
3	<p>第2条 啓発・理解については触れているが、手話言語を使用しやすい環境は手話通訳者等の役割が非常に大きい。手話通訳者等への理解や健康問題について追加が必要です。手話通訳者等の健康が守られ安心して通訳ができる為の文言の追加が必要と考え、手話通訳者等についても追加して欲しい。</p>	<p>第2条第1項、第2項については、第1条に定めた条例制定の目的と内容が重複している部分があるため、次のように修正いたします。 「手話言語の理解及び普及並びに地域における手話言語を使用しやすい環境の構築は、ろう者が手話言語により円滑にコミュニケーションを図る権利を有し、その権利が尊重されること及びろう者とろう者以外の者の人格と個性が、相互に尊重されることを基本として行われなければならない。」 手話通訳者等の健康問題につきましては、第5条第1項第3号「手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など、手話言語による意思疎通支援者のための施策」の中で考えていくことにしています。</p>
4	<p>第2条 ろう者が参加しやすい環境になりとても良い。</p>	<p>手話が言語であるとの認識のもと、手話の理解に努め、手話を使って安心して暮らすことができ、全ての人々が、お互いを尊重し、分かり合い、心豊かに共生することが重要であると考えています。</p>
5	<p>第3条 この条例の目的を達成するためには、県との連携および協力しなければならないが、規定がない。従って、本条に第2項を設けて、県との連携及び協力を明示する。</p>	<p>前文で鳥取県手話言語条例を含めた障害者基本法等の理念を基に条例を制定するとしており、市が施策を実施する際には、県との連携及び協力は必要であると考えています。</p>
6	<p>第3条 現状の手話通訳派遣制度は、ろう者にとって利用しにくいものとなっており、自立した日常生活や社会参加の保障が出来ているとは言い難い状況がある。これは、ろう者自身が自立した社会生活を営むことが出来ないだけでなく、社会参加の機会の喪失につながる。</p>	<p>ろう者が、その人らしく生き暮らしていく事が重要であると認識しており、ご意見につきましては、施策等を検討する際に参考にさせていただきます。</p>
7	<p>第4条第1項 一般市民とは別に、手話通訳者や手話サークル（手話学習者）の役割を定めてはどうか。 「市民」は、「ろう者」と「ろう者以外の市民（一般市民および手話通訳者や手話学習者）」からなるとして、この条文に規定されている「市民」を明確化する。</p>	<p>ろう者、手話通訳者等の意思疎通支援者、一般市民等がそれぞれの立場で手話に関わる事が大切であり、具体的な役割については推進方針で考えていきたいと思っております。</p>

8	第4条第2項 努力規定を義務規定にする。	ろう者とろう者以外の者の人格と個性を尊重し合いながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指すため、努める（努力義務）が適当であると考えます。
9	第4条第2項 手話通訳者や関連団体等の表現があっても良いのではないかと。特に手話通訳者は入れてほしいです。一般市民とは異なり、手話通訳者の養成にもつながることになります。また、ろう者団体として西部には、他地域にはないNPO法人もあるので関係団体の表記も工夫してほしいです。	手話言語に関する施策の推進にあたっては、手話通訳者等、手話言語で意思疎通を支援してくださる方のご協力が不可欠だと考えております。 第4条第2項を「ろう者及び手話言語による意思疎通の支援を行う者（以下「意思疎通支援者」という。）は、手話言語に関する市の施策に協力するとともに、手話言語の意義及び第2条に定める基本理念に対する理解の促進並びに手話言語の普及に努めるものとする。」と修正し、関係団体の表記につきましては、必要に応じて推進方針で考えていきたいと思っております。
10	第4条第3項 努力規定を義務規定にする。	事業者も地域社会で共に暮らす一員として、お互いの人格と個性を尊重し合いながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指すため、努める（努力義務）が適当であると考えます。
11	第5条第1項 第4条で事業者の役割を定めるのであれば、第5条各号で定める施策として事業者を支援するための施策を明示してはどうか。	ご意見につきましては、施策等を検討する際に参考とさせていただきます。
12	第5条第1項 障害者基本法に規定された「障害者計画」（本市の場合は、「米子市障がい者計画」）にのみ、施策を定めると規定されているが、他の福祉計画（本市の場合は、「米子市障がい福祉計画・米子市障がい児福祉計画」、「米子市地域福祉計画」など）がある。それぞれの施策を適切な計画に定める必要がある。従って、「等」をつける。	「障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に規定する障がい者のための施策に関する基本的な方向性を示すものであることから、第5条に掲げる施策の取り組みについては素案のとおり「障害者計画」に定めることにしたいと考えます。
13	第5条第1項第1号 特定の団体のみに公的資金を投入するのではなく、様々な関係団体が協力し合いながら推進していく必要がある。	関係団体がそれぞれの立場で手話言語に関わり、同じ目標に向かって歩んでいく事が共生社会を実現する基礎になると考えます。ご意見につきましては、施策等を検討する際に参考にさせていただきます。
14	手話を言語として認めるならば、異言語間の意思疎通等を担う通訳者（手話通訳者等）についても載せるべきです。通訳者の保障（健康や環境整備）について明記が必要です。	第5条第1項第3号「手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など、手話言語による意思疎通支援者のための施策」の実施に努めてまいります。
15	第5条第1項第3号 人材養成についても記載してほしいです。人材が増えていません。手話奉仕員養成事業は、手話通訳者養成事業の基盤です。手話通訳者の健康問題も記載してほしいです。手話言語を使用しやすい環境を整えるためには、ろう者だけではなく、手話通訳者等についても触れなければ、手話言語を使えない人への理解が広まりません。	手話通訳者等の養成、確保等は大きな課題であると認識しております。 ご意見につきましては、第5条第1項第3号に掲げる施策に含まれていると考え、施策の実施に際して参考とさせていただきます。

16	専任手話通訳者の拡充及び処遇改善を速やかに実施してほしい。	第5条第1項第3号「手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など、手話言語による意思疎通支援者のための施策」の実施に努めてまいります。
17	第5条第1項第3号 受託団体の説明責任（アカウントビリティ）を徹底していただきたい。	ご意見につきましては、施策等を検討する際に参考にさせていただきます。
18	第5条第1項第4号 ろう児のみならず保護者への対応はあって良い。	ろう児と保護者支援は重要であると認識しており、施策実施に努めてまいります。
19	小中学校の時に授業が解らなかったので、早期教育支援に力を入れてほしい。	幼少期から手話に慣れ親しんでいくことや教育現場での手話の普及は重要であると認識しており、第5条第1項第4号、第5号を基に取り組んでまいります。
20	第5条第1項第5号 教育面での早期教育はとても重要で良い。	幼少期から手話に触れ親しんでいく事は重要であると認識しており、施策実施に努めてまいります。
21	第5条第1項第6号 この施策を実施することは非常に意義があり、ろう者の” 老い ” の問題を米子市がどのように捉え、どう関わってくるか注視している。	ろう者の高齢化の問題は重要であると認識しており、施策実施に努めてまいります。
22	第5条第1項第6号 聞こえる方も高齢化していく中、ろう者も高齢化していく。又ろう者の施設がない面、対応を配慮して頂くことはとても大きく良い。	ろう者の高齢化の問題は重要であると認識しており、施策実施に努めてまいります。
23	第5条第1項第7号 災害時の情報、支援は重要でとても良い。	災害時の支援等は重要であると認識しており、施策実施に努めてまいります。
24	第5条第2項 ろう者、支援者等の意見を聴く機会は、方針を策定するときだけではなく、策定後の検証時にも設けるべきではないか。また、ろう者、支援者等で構成する意見聴取のための常設機関を設けてはどうか。	施策の推進方針につきましては、当事者の方、支援者団体の方等に参加していただき、毎年度、実施状況の検証や見直しについてのご意見をいただく場を設けたいと考えております。
25	第5条第2項 施策の推進のための方針は作成・変更の都度、実施状況、検証結果については、毎年度公表する旨を定めてはどうか。	施策の推進方針等につきましては、随時ホームページで公表するよう考えております。
26	第6条 必要な財政上の措置については、健全な運用を求めます。手話言語条例の意義に賛同して手話言語の使用しやすい環境整備に協力していただける事業所や団体などが公平に補助を受けられるようにしていただきたいです。	市、ろう者、手話通訳者等の意思疎通支援者、一般市民等がそれぞれの立場で手話言語に関わり、同じ目標に向かって歩んでいく事が共生社会を実現する基礎になると考えます。ご意見につきましては、施策の実施に際して参考とさせていただきます。
27	米子市手話言語条例は様々な団体や人々が関わり合い、盛り上げていくことで、公平性のある手話言語条例を体現してくれるものと期待している。	市、ろう者、手話通訳者等の意思疎通支援者、一般市民等がそれぞれの立場で手話言語に関わり、同じ目標に向かって歩んでいく事が共生社会を実現する基礎になると考えます。ご意見につきましては、施策の実施に際して参考とさせていただきます。